

○広報こまえ及び狛江市ホームページにおけるバナーへの広告掲載に関する
取扱基準

平成18年4月27日市長決裁

(目的)

第1条 この基準は、狛江市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成17年要綱第84号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、広報こまえ（以下「広報」という。）及び狛江市ホームページにおけるバナー（以下「バナー」という。）に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の規格等)

第2条 広報における要綱第5条に規定する広告の規格等は、次のとおりとする。

(1) 規格

広告の種類	大きさ		
1号広告	縦4.5cm	横7.9cm	1段の3分の1
2号広告	縦4.5cm	横16.2cm	1段の3分の2
3号広告	縦4.5cm	横24.3cm	1段

(2) 掲載位置 毎月1日と15日に発行する広報の1ページ及び最終ページを除く2ページ分の下1段とする。

2 バナーにおける要綱第5条に規定する広告の規格等は、次のとおりとする。

(1) 規格

大きさ	縦64ピクセル・横160ピクセル
データ量	4キロバイト以内
データ形式	G I F形式（アニメーションG I Fは不可）

(2) 掲載位置及び掲載枠数 掲載位置は、市のホームページのトップページとし、フッター上部に24枠とする。

(3) 掲載期間 掲載期間は1月単位とし、1回の申込により、12月まで掲載することができる。

(業務の委託)

第3条 市長は、広告掲載の申込受付及び広告版下原稿の提出等広告掲載に関する業務等を、市長が指定する広告代理業を営む者（以下「広告代理店」という。）等に委託することができる。

(広告掲載料等)

第4条 広報への広告掲載の決定を受けた者（以下「広報広告主」という。）が負担する広報の広告の価格（以下「広報広告掲載料」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 25,000円
- (2) 2号広告 50,000円
- (3) 3号広告 75,000円

2 バナーへの広告掲載の決定を受けた者（以下「バナー広告主」という。）が負担するバナー広告の価格（以下「バナー広告掲載料」という。）は、1枠当たり月額20,000円とする。

（広告掲載希望者の募集方法等）

第5条 要綱第7条に規定する募集は、原則として広報及びホームページに掲載する方法により行う。

（広告掲載の申込）

第6条 広報又はバナーへの広告掲載を希望する者は、要綱第8条の規定に基づき、広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要な書類を添えて市長に申し込むものとする。

2 広告代理店は、広告掲載希望者から申込書を受け取った場合には、すみやかに市長に提出するものとする。

（審査依頼）

第7条 秘書広報室長は、前条第1項の申込が要綱第9条第1項ただし書に該当する場合は、意見を添えて広告掲載審査依頼書（様式第2号）を粕江市行財政改革推進委員会に提出し、その審査に諮るものとする。

（審査完了の通知）

第8条 粕江市行財政改革推進委員会は、前条の依頼に基づく広告掲載の審査を終えたときは、主管課長へ広告掲載審査完了通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

（広告掲載の決定通知）

第9条 市長は、第6条第1項に規定する申込を受けた時は、その内容を審査し、掲載の可否を決定のうえ、広告掲載承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により申込者に通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第10条 広報広告主は、広告代理店に対し、広報広告掲載料を指定する期日までに納付しなければならない。

2 バナー広告主は、市長又は広告代理店に対し、バナー広告掲載料を指定する期日までに納付しなければならない。

3 広告代理店は、広報広告主又はバナー広告主から広告掲載料を徴収したときは、市長の指定する期日までに一括納付するものとする。

（バナーへの広告掲載期間の延長）

第11条 バナーへの広告掲載期間内に、市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、次の各号に掲げる閉鎖した時間に応じて、当該各号に定める日数を掲載期間として延長する。ただし、定期的なメンテナンスは、閉鎖時間から除くものとする。

- (1) 閉鎖した時間が6時間以上24時間以内の場合 1日

(2) 閉鎖した時間が24時間を超える場合 閉鎖日数に1日を加えた日数
(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、要綱第12条の規定に基づく取消しをしたときは、広告掲載取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(広告の掲載に伴う責任等)

第13条 広報及びバナーに掲載した広告に関する一切の責任は、広報広告主及びバナー広告主が負うものとする。この場合において、バナーに掲載したリンク先のホームページの内容に関する一切の責任は、バナー広告主が負うものとする。

2 広告代理店の責に帰す理由により、市に損害が発生した場合には、広告代理店がその損害賠償の責を負うものとする。

(庶務)

第14条 広報及びバナーへの広告掲載に関する事務は、秘書広報室が担当する。

(委任)

第15条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この基準は、市長決裁の日から施行する。

付 則 (平成20年3月28日市長決裁)

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年4月21日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行する。

付 則 (平成23年1月27日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行する。

付 則 (平成24年3月28日市長決裁)

この基準は、平成24年4月1日から施行する。